

第2期海南市いのち支える自殺対策計画

令和7年度～令和11年度



海 南 市
令和7年3月

第2期海南市いのち支える自殺対策計画 素案 目次

第1章 自殺対策計画策定の概要.....	1
1. 計画の趣旨.....	1
2. 計画の位置づけ.....	1
3. 計画の期間.....	2
4. 計画の数値目標.....	2
第2章 海南市における自殺の現状.....	3
1. 自殺者数の推移.....	3
2. 自殺死亡率の推移.....	4
3. 性別、年代別自殺者割合.....	5
4. 性別、年代別自殺死亡率.....	5
5. 原因・動機別自殺者数.....	6
6. 本市における自殺の特徴.....	6
7. 自殺対策の課題.....	7
第3章 いのち支える自殺対策における取組み.....	8
1. 基本理念.....	8
2. 基本方針.....	8
3. 施策の体系.....	10
4. 具体的な5つの基本施策.....	11
5. 具体的な2つの重点施策.....	17
第4章 自殺対策の推進体制.....	19
1. 推進体制.....	19
2. 計画の進行管理.....	19
資 料	20
1. 海南市の主な相談窓口.....	20
2. 和歌山県内の主な相談窓口.....	21

第1章 自殺対策計画策定の概要

1. 計画の趣旨

平成18年に自殺対策基本法(平成18年法律第85号)が制定され、全国的に自殺対策が総合的に推進されてきました。その後、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して自殺対策を更に総合的かつ効果的に推進するため、平成28年4月には自殺対策基本法が改正され、全ての都道府県に「都道府県自殺対策計画」を、全ての市町村に「市町村自殺対策計画」を策定することが義務付けされました。また、自殺対策基本法に基づき、政府が推進する自殺対策の指針として平成19年6月に策定された「自殺総合対策大綱」は5年ごとに改定されており、令和4年10月の見直しでは、「子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化」「女性に対する支援の強化」「地域自殺対策の取組強化」などが、今後5年間で取組むべき対策として新たに位置付けられました。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などのさまざまな社会的要因があることが知られています。自殺に至る心理としては、さまざまな悩みが原因で追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ることや、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感から、また、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と捉えることができます。自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」です。

本市では、すべての人がかけがえのない個人として尊重される社会「誰も自殺に追い込まれることのない海南市」の実現を目指し、令和2年3月に「海南市いのち支える自殺対策計画」(以下、前計画とします。)を策定し、自殺対策を総合的に推進してきましたが、減少傾向であった本市の自殺死亡率は、令和2年以降は全国及び和歌山県同様、増加傾向にあります。そのため、更なる自殺対策の推進のために、現行の計画を見直し、「第2期海南市いのち支える自殺対策計画」を策定するものです。

2. 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として、「自殺総合対策大綱」の方針や、令和5年4月に策定された「第2期 和歌山県自殺対策計画」を踏まえて策定するものです。

また、本計画は「海南市総合計画」を上位計画とし、「海南市地域福祉計画」や「健康海南21(海南市健康増進計画)」、その他関連する他の計画との整合性を図りつつ策定しています。

3. 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間とします。

なお、本計画は「自殺対策基本法」または「自殺総合対策大綱」が改正された場合に、必要に応じて見直しを行うこととします。

4. 計画の数値目標

【国の定める数値目標】（自殺総合対策大綱から）

令和4年10月14日に閣議決定された国の「自殺総合対策大綱」では、令和8年までに自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を平成27年と比べて30%以上減少させることを目標としています。

【本市の定める数値目標】

本市の自殺死亡率は、各年により増減があり、単年の自殺死亡率を基準とした目標値では実情を反映できない可能性があることから、前計画では、和歌山県自殺対策計画の数値目標と同様に、直近5年間の自殺死亡率の平均値を、国の定める数値目標を踏まえて「10年間で30%以上減少させる」ことを数値目標として設定しました。

令和元年（平成25～29年の平均）の自殺死亡率15.1を、令和6年に12.8、令和11年までに10.6以下となるよう数値目標を設定し、各取り組みを進めた結果、令和6年（平成30年から令和4年の平均）の自殺死亡率は13.1まで低下しました。

しかし、近年は新型コロナウイルス感染症の流行や物価上昇等、社会経済情勢の変化なども相まって、自殺者数は増加傾向にあることから、令和11年までに自殺死亡率10.6以下を目指すという目標に向け、さらに効果的な自殺対策に取り組む必要があります。

	令和元年 (平成25～平成29年の平均)	実績値	目標値	
		令和6年	令和6年	令和11年
自殺死亡率	15.1	13.1	12.8	10.6

(注) 自殺死亡率とは、人口10万人当たりの自殺者数。

(厚生労働省「人口動態統計」)

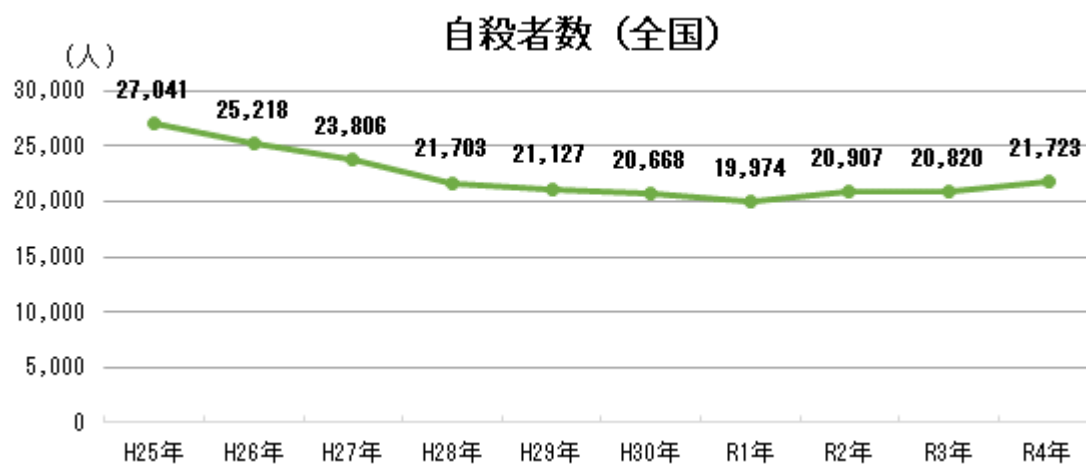
第2章 海南市における自殺の現状

1. 自殺者数の推移

人口動態統計による全国の自殺者数は、平成18年以降3万人前後で推移してきましたが、平成22年以降は減少が続き、令和元年には19,425人と2万人を下回りましたが、その後増加に転じており、令和4年に21,723人となっています。

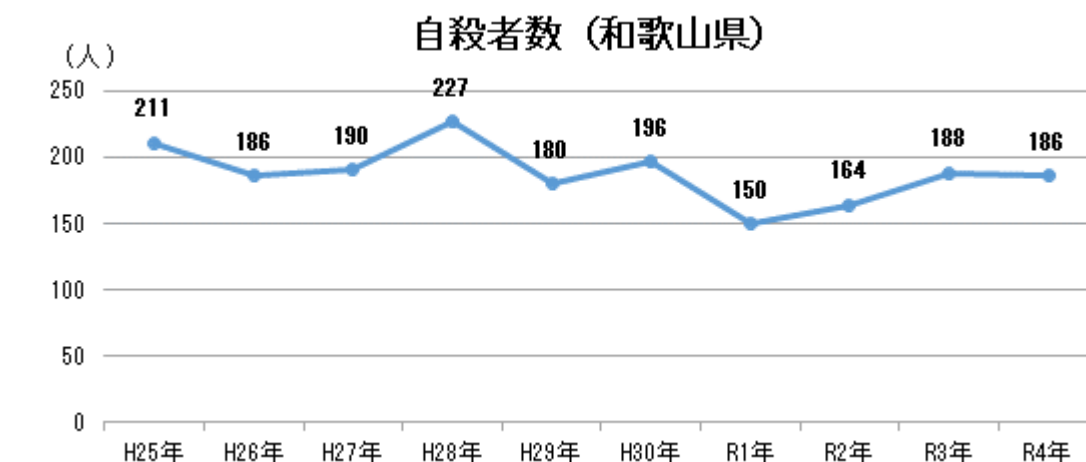
また、和歌山県の自殺者数は、平成20年以降、減少が続いていましたが、ここ数年は全国同様に増加し、令和4年は186人となっています。

本市の自殺者数は、平成30年～令和4年の5年間の平均で6.6人であり、全体的に減少傾向にありましたが、令和4年の自殺者数は9人と増加しています。



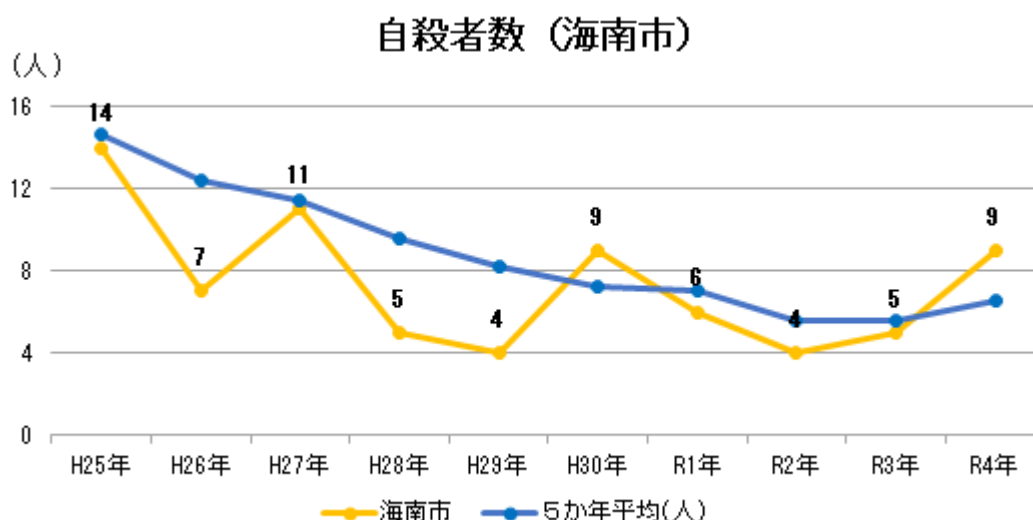
年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年
全国(人)	27,041	25,218	23,806	21,703	21,127	20,668	19,974	20,907	20,820	21,723

(厚生労働省人口動態統計)



年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年
和歌山県(人)	211	186	190	227	180	196	150	164	188	186

(厚生労働省人口動態統計)



年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年
海南市(人)	14	7	11	5	4	9	6	4	5	9
5か年平均(人)	14.6	12.4	11.4	9.6	8.2	7.2	7.0	5.6	5.6	6.6

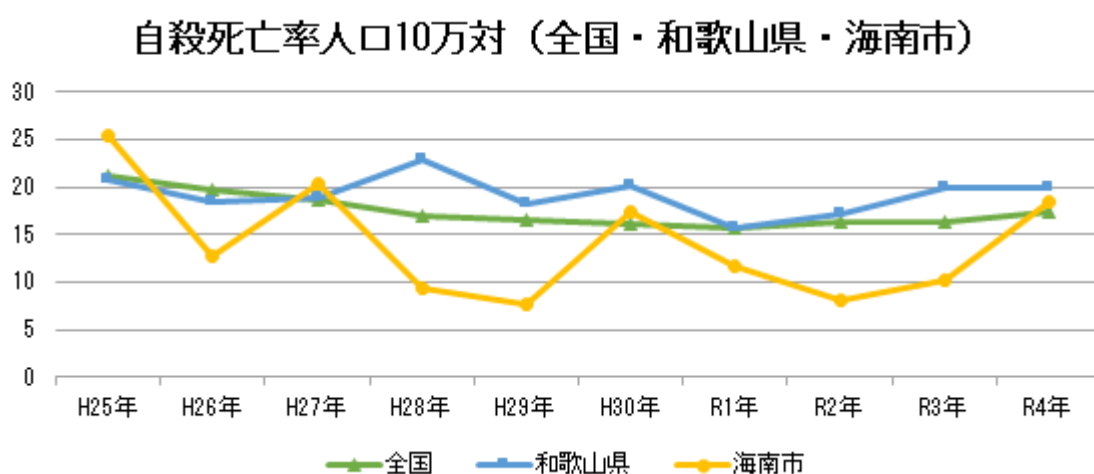
(厚生労働省人口動態統計)

2. 自殺死亡率の推移

全国の自殺死亡率は、平成 26 年に 20 を下回り、低下傾向にありましたが、令和元年以降、増加傾向にあります。

また、和歌山県の自殺死亡率は、以前として全国より高い水準を示しており、平成 28 年には 22.8 とここ近年で最も高い値となっています。それ以降についても増減を繰り返し、令和元年以降は増加傾向にあります。

本市の自殺死亡率は、平成 30 年～令和 4 年の 5 年間の平均で 13.1 であり、令和 2 年以降は全国及び和歌山県同様、増加傾向にあります。



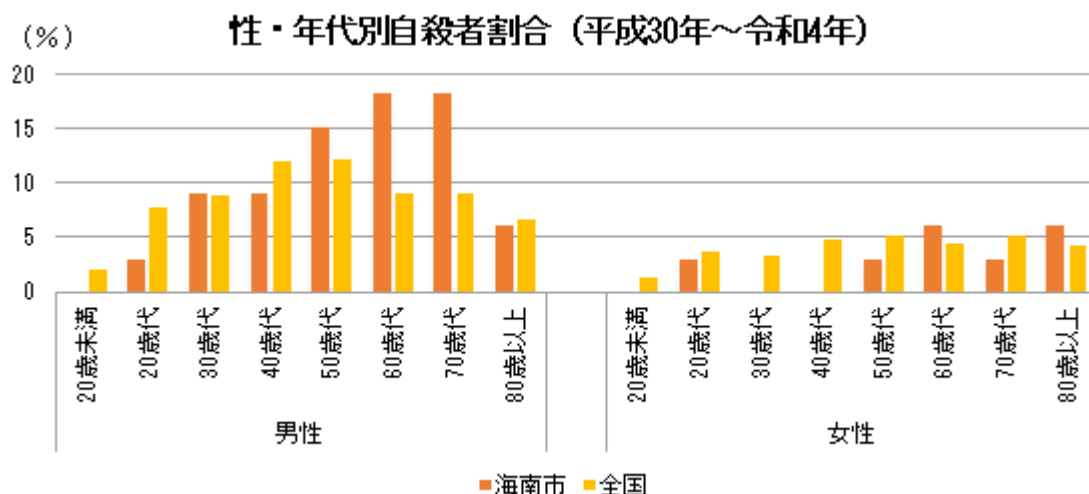
年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年
全国	21.1	19.6	18.6	16.9	16.5	16.2	15.7	16.4	16.4	17.3
和歌山県	20.8	18.4	18.9	22.8	18.3	20.1	15.6	17.2	19.9	19.9
海南市	25.3	12.8	20.3	9.4	7.6	17.4	11.7	8.0	10.1	18.5
(5か年平均)	25.9	22.2	20.6	17.5	15.1	13.5	13.3	10.8	11.0	13.1

(厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」)

3. 性別、年代別自殺者割合

性別、年代別に自殺者数の割合をみると、男性は60歳代、70歳代で、女性は60歳代、80歳以上で高くなっています。

全国との比較では、男性は50歳代から70歳代の年代で、女性は60歳代と80歳以上の年代で、全国より高くなっています。



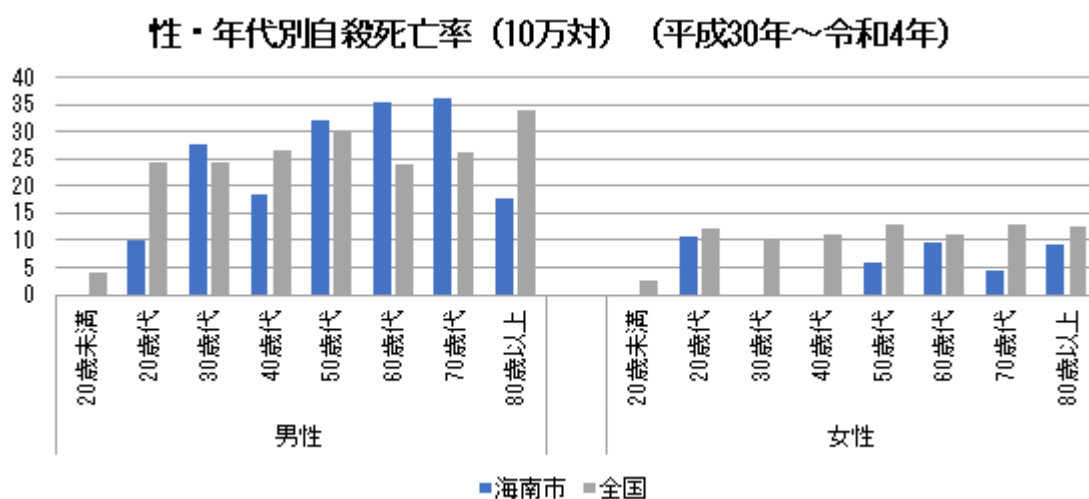
(注) 自殺者割合は、平成30年から令和4年における全自殺者に占める割合を示す。

(厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」)

4. 性別、年代別自殺死亡率

性別、年代別に自殺死亡率をみると、男性は60歳代、70歳代、女性は20歳代、60歳代が高くなっています。

全国との比較では、男性は30歳代、50歳代から70歳代で全国より高くなっており、女性は全年代で、全国より低くなっています。



(注) 平成30年から令和4年における各年代の合計値の自殺死亡率。

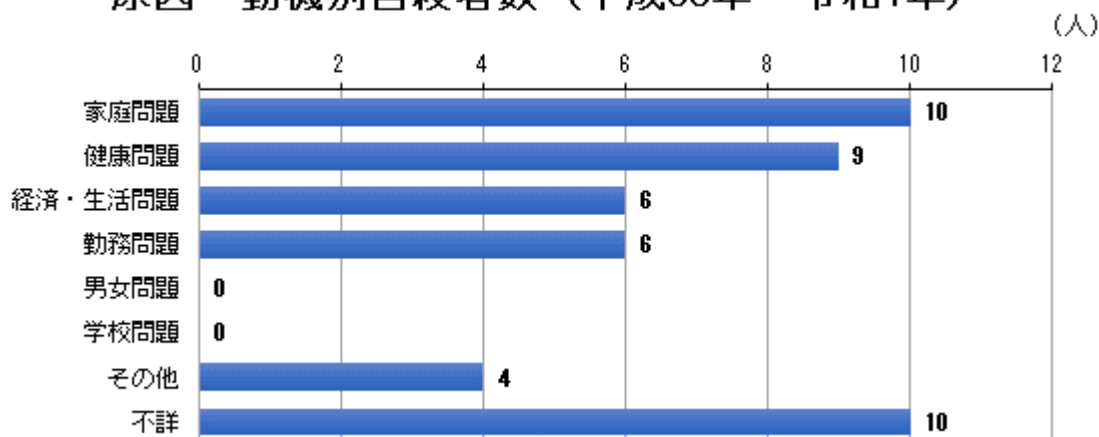
(厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」)

5. 原因・動機別自殺者数

自殺に至る原因・動機は、多様で複合的な原因や背景があり、さまざまな要因が連鎖するなかで起きています。そのため一律の原因・動機を特定することは困難ですが、平成30年から令和4年までの遺書等の自殺を裏付ける資料から明らかに推定できる原因・動機について集計を行っています。

その結果をみると、「不詳」を除き、「家庭問題」が最も多く、次いで「健康問題」となっており、この2つで全体の約42%を占めています。

原因・動機別自殺者数（平成30年～令和4年）



(注) 原因・動機は4つまでの計上であるため、各々の合計は自殺者数に一致しない。

(厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」)

6. 本市における自殺の特徴

性別、年代別、同居の有無別、職業の有無別の自殺者数をみると、「男性 60 歳以上 無職 独居」、「男性 60 歳以上 有職 同居」、「男性 60 歳以上 無職 同居」が多くなっています。

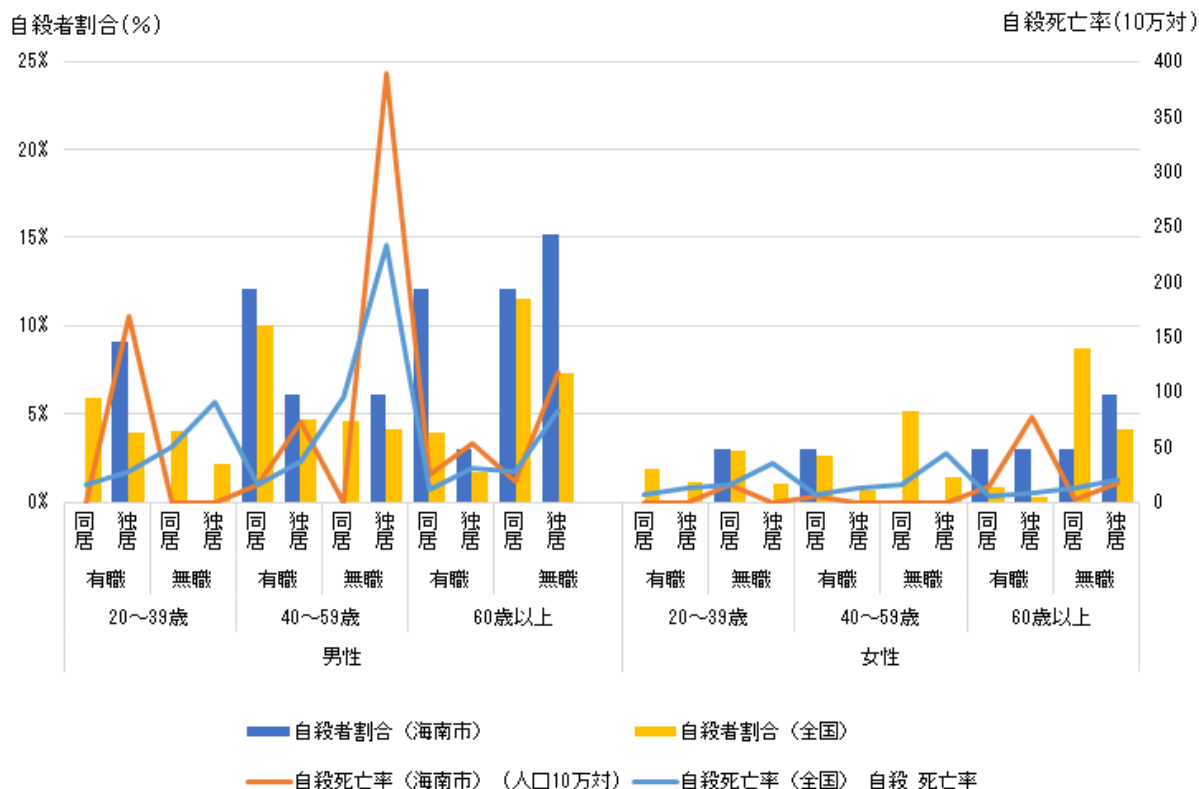
海南市の自殺者の特徴（自殺日・住居地、平成30年～令和4年の合計）

上位5区分	自殺者数 (5年計)	割合	自殺死亡率 ^(注) (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路
[1位]男性 60 歳以上 無職 独居	5	15.2%	117.3	失業(退職)＋死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
[2位]男性 60 歳以上 有職 同居	4	12.1%	24.8	身体疾患＋介護疲れ→アルコール依存→うつ状態→自殺／事業不振→借金＋介護疲れ→うつ状態→自殺
[3位]男性 60 歳以上 無職 同居	4	12.1%	18.5	失業(退職)→生活苦＋介護の悩み(疲れ)＋身体疾患→自殺
[4位]男性 40～59 歳 有職 同居	4	12.1%	16.4	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み＋仕事の失敗→うつ状態→自殺
[5位]男性 20～39 歳 有職 独居	3	9.1%	169.2	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み＋仕事の失敗→うつ状態→自殺／(被虐待・高校中退)非正規雇用→生活苦→借金→うつ状態→自殺

(注) 自殺死亡率の母数(人口)は、令和2年国勢調査の数値。

(自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2023 更新版)」)

性別、年代別、職業の有無別、同居の有無別の自殺者の割合
(平成30年～令和4年度)



(自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2023 更新版)」)

7. 自殺対策の課題

(1) 高齢者が孤立しない地域づくり

本市の高齢者の自殺の状況は、全国に比べ男性の割合が高くなっており、家族と同居していても、日中独居や女性と比べて地域とのつながりが薄いことで、高齢者が孤立している可能性があります。

加齢に伴い健康に関する不安も生じやすくなります。そのため、健康不安に対する支援や高齢者が孤立しない地域づくりが求められています。

(2) 各世代にわたる生活困窮者支援

本市の自殺者の特徴では、1～3位までは60歳以上の男性となっていますが、次いで40～59歳、20～39歳の男性となっており、男性の幅広い世代にわたっています。また、動機別では「家庭問題」「健康問題」に次いで「経済・生活問題」「勤務問題」となっており、失業や事業の失敗による生活苦などが起因となっていると考えられることから、幅広い世代の市民を対象とした生活困窮者支援が必要となっています。

第3章 いのち支える自殺対策における取り組み

1. 基本理念

自殺総合対策大綱の基本理念にのっとり、自殺対策の本質を「生きることの支援」として捉え、本市における自殺対策の理念を「いのち支える自殺対策」として、「誰も自殺に追い込まれることのない海南市」の実現を目指します。

基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない海南市

2. 基本方針

「誰も自殺に追い込まれることのない海南市」を実現するため、国の自殺総合対策大綱、及び和歌山県自殺対策計画を踏まえ、本市の状況から自殺対策の基本方針を定めます。

（１）生きることの包括的な支援として推進

人間は他者や社会とのかかわりの中で生きる存在であり、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」が非常に重要な役割を果たします。しかし人生のさまざまな場面において、失業や多重債務、生活困窮等の「生きることの阻害要因（自殺リスク要因）」の比重が高まったとき、自殺リスクも高まるとされています。

そのため、自殺対策は「生きることの促進要因」を増やす取組とともに、「生きることの阻害要因」を減らす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。自殺防止や遺族支援といった狭義の自殺対策だけでなく、広義の「生きる支援」に関するあらゆる取組を進め「生きることの包括的な支援」として推進します。

（２）関連施策との有機的な連携を強化した総合的な対策の展開

自殺に追い込まれようとしている人が、安心して生きられるようにするには、精神保健の視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。また、このような包括的な取組を実施するためには、さまざまな分野の施策、関係者や組織等が密接に連携する必要があります。

自殺の要因となり得る生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等については、関連する分野においても同様の連携の取組が展開されています。こうした連携の効果を更に高めるため、さまざまな分野の生きる支援にあたる関係者が、それぞれの自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

必要となったときに誰もが安心して適切な保健・医療・福祉などのサービスが受けられるよう、各種施策との連動性を高め、総合的な対策を展開します。

（３）対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

自殺対策は、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、さまざまな分野の対人支援を強化する「対人支援のレベル」、対人支援の強化などに必要な地域連携を促進する「地域連携のレベル」、及び地域連携の促進などに必要な社会制度を整備する「社会制度のレベル」、これら３つのレベルを総合的に連動して推進することが重要です。

また、時系列的な対応としては、自殺の危険性が低い段階における啓発の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危機に介入する「危機対応」、それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合などにおける「事後対応」という３つの段階が挙げられ、それぞれの段階において施策を講じます。

更に、「自殺の事前対応の更に前段階での取組」として、学校において、児童・生徒を対象とした、いわゆる「SOS の出し方に関する教育」を推進します。

（４）実践と啓発を両輪として推進

市民一人ひとりが、自殺に追い込まれる危機に遭遇する可能性があるということを認識し、危機に至った人の心情や背景について正しく理解を深めること、危機に至った場合には誰かに援助を求めることが適切であるということが、地域全体の共通認識となるよう啓発を実施します。

（５）関係者の役割の明確化と連携・協働の推進

県、市町村、関係機関、民間団体、企業・事業所、市民は、それぞれの役割を認識し、相互に連携し、協働することで自殺対策を総合的に推進していきます。

（６）自殺者等の名誉及び生活の平穏への配慮

自殺対策基本法第９条において、「自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。」と定められていることから、このことを改めて認識し、本市の自殺対策に取り組みます。

3. 施策の体系

「誰も自殺に追い込まれることのない海南市」を実現するための施策体系は、6つの基本方針、5つの基本施策、及び2つの重点施策から構成されます。

基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない海南市

基本方針

- (1) 生きることの包括的な支援として推進
- (2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開
- (3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動
- (4) 実践と啓発を両輪として推進
- (5) 関係者の役割の明確化と連携・協働の推進
- (6) 自殺者等の名誉及び生活の平穏への配慮

基本施策

- (1) 地域におけるネットワークの強化
- (2) 自殺対策の人材育成
- (3) 住民に対する啓発と周知
- (4) 生きることを促す支援の充実
- (5) 児童・生徒のSOSの出し方に関する教育

重点施策

- (1) 高齢者の自殺対策の推進
- (2) 生活困窮者支援と自殺対策の連携強化

4. 具体的な5つの基本施策

基本施策1 地域におけるネットワークの強化

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、国、地方公共団体、関係機関、民間団体、企業、市民等が連携・協働して、自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確にして、共有化したうえで、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要となります。

各関係機関が参加する協議会や会議では、自殺対策の具体的な連携を図る機会とするなどの対策が必要です。

①相談しやすい窓口、体制の充実

庁内各部署や関係機関の相談窓口が、相談者の「包括的支援の入り口」になれるよう、体制を整えていくことが必要です。

取組内容	担当課
市民からの相談に対し、必要な相談窓口を案内できるよう相談先一覧を作成します。	社会福祉課

②関係機関が自殺対策を理解して連携する

庁内各部署や関係機関が、自殺対策の視点を常に持って事業を展開し、連携を図れるよう自殺対策を推進します。

取組内容	担当課
障害者等の権利擁護のために必要な相談支援を実施します。	社会福祉課
高齢者等の権利擁護のために必要な相談支援を実施します。	高齢介護課
権利擁護センターを設置し、相談活動や、被成年後見人等を組織的に支える体制を整備します。	高齢介護課 社会福祉課
子ども・子育て支援事業と自殺対策とを連動させ、妊産婦や子育て世帯への支援を実施します。	子育て推進課 健康課
幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校間での連携を図ることで自殺のリスクを抱える家庭を包括的・継続的に支援します。	学校教育課 子育て推進課
民生委員児童委員の研修等で、本市の自殺の現状や取組みについて情報共有し、地域の見守りを推進します。	社会福祉課
社会福祉協議会と連携し地域の見守り活動を推進します。	社会福祉課
常に自殺対策の視点を持ち、必要に応じて適切な機関につなげます。	関係各課

基本施策 2

自殺対策の人材育成

自殺対策において、さまざまな悩みや生活上の困難を抱えている人に対しての早期の「気づき」が重要です。誰もが早期の「気づき」に対応できるよう、必要な研修を実施し、人材の育成を図ります。

①市職員、関係機関のさまざまな職種を対象とするゲートキーパー養成研修の実施

市職員をはじめとしたさまざまな関係職員が正しい知識を持ち、適切な相談窓口へつながりなど、自殺予防につながる対応ができるように、また、地域においても早期に自殺の危険を示すサインを見逃さず、支援にむすびつけていくことができる人材育成のため、ゲートキーパー養成研修を実施します。

取組内容	担当課
市職員にゲートキーパー養成研修を実施します。	社会福祉課
市民や地域各団体、関係機関に対するゲートキーパー養成研修の受講を推進します。	社会福祉課

②支援者支援の促進

研修やストレスチェックを通じて、市民と接する職員の、心身面の健康の維持増進を図り、支援者支援を促進します。

取組内容	担当課
市職員のストレスチェックを実施します。	総務課
市職員にメンタルヘルス研修の受講を推進します。	総務課

基本施策 3 住民に対する啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景は、さまざまな要因が複雑に絡みあい理解されにくい現状があります。

危機に陥った人の心情や背景への理解を深めるとともに、危機に陥った場合には「誰かに助けを求めることが適当である」ということが社会全体の共通認識となるよう積極的に普及啓発活動を推進します。

①自殺予防に関する正しい知識の普及と啓発

さまざまな機会を通じて、自殺予防に関する正しい知識や相談窓口情報等の普及を推進します。

取組内容	担当課
広報かいたんや市ホームページ等に、各種相談や相談窓口を掲載することで市民に情報提供します。	シティ・トータル課 社会福祉課
人権や更生保護に関する啓発や取組みを推進します。	市民交流課
自殺予防週間及び月間の啓発を推進します。	社会福祉課
自殺や精神疾患に対する偏見をなくす取組みを推進します。	社会福祉課
相談リーフレット等を配架し、市民に情報提供します。	社会福祉課
自殺のリスクを高める依存症等についての啓発を推進します。	社会福祉課
図書館等において、自殺予防やメンタルヘルスに関する書籍の展示などを行います。	生涯学習課
いのちに関する各講習会等において、自殺対策に関するリーフレットを配布するなど啓発を推進します。	関係各課

②こころとからだの健康づくりについての啓発

日ごろから健康づくりを推進できるよう、こころとからだの正しい健康づくりの情報を普及するとともに、自殺や精神疾患等に対する偏見をなくし、自殺の危険を示すサインや対応方法等について市民の理解を促進します。

取組内容	担当課
健康づくりに関する啓発や取組みを推進します。	健康課

基本施策 4 生きることを促す支援の充実

自殺対策は「生きることの阻害要因（過労・生活困窮・育児・いじめや孤立等）」を減らし、「生きることへの促進要因（自己肯定感・信頼できる人間関係・危機回避能力等）」を増やす取組みを行い、双方の取組みを通じて社会全体の自殺のリスクを低下させ、生きることへの包括的な支援として推進する必要があります。

①自殺リスクを抱える可能性のある人への支援

自殺対策になり得る分野の取組みを推進します。また、相談者やその家族に必要な情報提供を行い、本人の意思や必要に応じて専門機関や庁内での連携や情報共有を図ります。

取組内容	担当課
家庭や生活上の問題解決のための各種相談を実施し、必要に応じて適切な機関につなぎます。	市民交流課
人権相談に対応します。	市民交流課
DV 相談に対応します。	子育て推進課
障害者（児）及びその家族等からの相談に対応します。	社会福祉課
妊産婦、乳幼児を対象に保健師・助産師等が家庭訪問し、健康状態の確認や保健指導、相談にて健康の保持増進を図ったり、産後ケア事業等を実施したり、育児不安を軽減できるように支援します。	健康課
産後うつスクリーニングテストを実施し、必要に応じて専門機関につなぐとともに継続的に支援します。	健康課
妊産婦、乳幼児の家族を対象に保健師等による健康相談、育児相談を実施します。	健康課
健康相談を実施します。	健康課

②子どもや家族に対する教育・相談体制の充実と安心できる居場所づくり

子どもに関する各部署が中心となり、相談の充実を図ります。

取組内容	担当課
放課後に保育を要する児童に適切な遊び及び生活の場を提供するため、家庭機能の補完と生活指導を実施します。	子育て推進課
保育所入所等に関する相談を実施します。	子育て推進課
子育てについての相談を実施します。	子育て推進課 健康課
乳幼児の遊び場と保護者の交流の場を提供し、育児不安の軽減を図ります。	子育て推進課 生涯学習課

不登校児童生徒及びその家族等からの相談を実施します。	学校教育課 子育て推進課
教育相談を実施します。	学校教育課
専門の発達相談員に相談できる機会を提供し、対応します。	健康課 子育て推進課

③「生きがいつくり」に対する支援

生きづらさを抱えた人や孤立のリスクを抱えるおそれのある人だけでなく、地域全体が「生きがいつくり」を推進することができるよう、既存の講座や教室等の周知に努めるとともに、各世代の居場所づくりに努めます。

取組内容	担当課
幅広いさまざまな講座等を実施し、共有できる場や交流できる場を設けることで、悩み等の負担軽減を図ります。	生涯学習課

基本施策 5**児童・生徒の SOS の出し方に関する教育**

児童・生徒の「SOS の出し方に関する教育」を実施することで、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」を、さらに前段階で取り組むことが可能です。

①いのちの大切さを学び自己肯定感を高めるような教育の実施

学校における学習活動を通じて、児童生徒がいのちの大切さを実感し、自己肯定感を高めるような教育を推進します。

取組内容	担当課
学校で行われる人権学習や思春期体験学習を通じて、幼児、児童、生徒や保護者に対して、人と人のつながりを大切にする事で自分の命も人の命も大切にする事を学ぶ機会を提供します。	学校教育課 生涯学習課 健康課

②困難やストレスの対処方法を知り、SOS を発信するための教育の実施

社会において直面する可能性のあるさまざまな困難やストレスへの対処方法を身につけるための教育（SOS の出し方に関する教育）や、心の健康に関する教育などを推進します。

取組内容	担当課
生徒指導に伴う活動やいじめ防止の支援を通じて、いじめを受けている児童生徒の早期発見と対応を行うだけでなく、悩んだ時に周囲に助けを求められるよう、SOS の出し方に関する教育を実施します。	学校教育課 生涯学習課

5. 具体的な2つの重点施策

重点施策1 高齢者の自殺対策の推進

①高齢者への相談体制の充実と連携体制の強化

高齢者支援の充実を推進し、相談窓口の周知に努めるとともに、関係機関の連携を強化します。

取組内容	担当課
権利擁護のために必要な相談支援を実施します。	高齢介護課
介護にまつわる諸問題の相談に対応し、必要な支援につなぎます。	高齢介護課

②高齢者の健康づくり、社会参加及び居場所づくりの推進

高齢者の社会貢献や生きがいづくりを推進するとともに、高齢者が集い、話や相談ができ、孤立を防ぐための居場所づくりに努めます。

取組内容	担当課
高齢者のクラブ活動等を支援し、利用者の仲間づくりや生きがいづくりを支援します。	高齢介護課 生涯学習課
介護予防のための事業を実施します。	高齢介護課

重点施策 2**生活困窮者支援と自殺対策の連携強化****①生活困窮者自立相談支援事業との連携**

生活困窮者に対する生活保護受給に次ぐ対策として、生活困窮者自立相談支援事業の周知啓発に努め、相談支援を図るとともに関係機関との連携を推進します。

取組内容	担当課
生活困窮者からの相談に対応し、必要に応じて他の相談機関と連携して自立のための支援を実施します。	社会福祉課
生活困窮家庭の子どもへの学習支援や保護者への進学の助言を実施します。	子育て推進課

②生活困窮者に対する生きる支援の推進と連携の強化

さまざまな問題を抱えた生活困窮者に対して、適切な相談支援を推進し、関係機関相互の連携を強化します。

取組内容	担当課
各種税金の納付についての相談から、必要に応じて適切な機関につながります。	税務課
生活保護受給者が自立した生活が送れるよう日々の支援に努め、必要に応じて適切な支援につながります。	社会福祉課
保険料等納付指導の際に、職員等が心身の健康問題や生活困窮者の問題を把握した場合、適切な機関につながります。	保険年金課 高齢介護課
保育料滞納者の生活上の問題や支援が必要であることに気づいた場合、適切な機関につながります。	子育て推進課
水道料金納付等の相談から、必要に応じて適切な機関につながります。	水道部 業務課
経済的理由により就学困難と認められる小中学生の保護者に対し、学用品費や修学旅行費などの援助を実施します。	教育委員会 総務課
その他使用料等納付の相談から、必要に応じて適切な機関につながります。	関係各課

第4章 自殺対策の推進体制

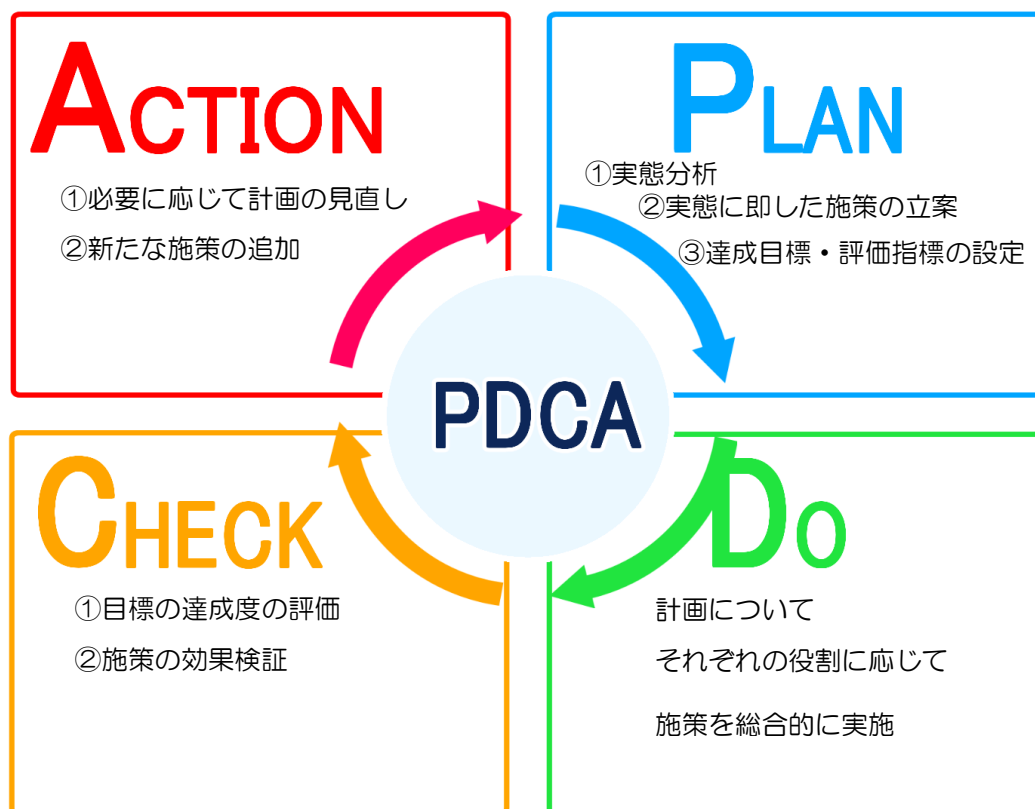
1. 推進体制

本計画の推進にあたっては、国及び県の動向を踏まえ、計画に基づく施策を着実に展開し、各種の事業・取組みを進めます。

また、市の自殺対策の推進体制を確立するため、PDCA（計画―実施―評価―改善）サイクルによる適切な計画の推進状況を把握するとともに、庁内の関係者と関連施策との有機的な連携を図り、総合的・効果的に自殺対策に取り組めます。

2. 計画の進行管理

本計画期間中は、事業・取組みについてPDCA（計画→実施→評価→改善）サイクルによる適切な進行管理を行うため、本計画の進捗状況について定期的な確認を行い、事業の評価・改善などを行います。



資 料

1. 海南市の主な相談窓口

相談内容	相談窓口	電話番号
各種市民相談に関すること	市民相談（市民交流課）	483-8455
妊娠から子育てに関すること	健康課	483-8441
	子育て推進課	483-8663
健康に関すること	健康課	483-8441
障害に関すること（虐待含む）	社会福祉課	483-8602
生活困窮に関すること	社会福祉課	483-8432
高齢者に関すること（虐待含む）	高齢介護課	483-8601
	高齢介護課 （地域包括支援センター）	483-8762
人権相談に関すること	市民交流課	483-8439
いじめ・不登校に関すること（教育相談）	教育委員会	492-3348
市営住宅に関すること	管理課	483-8488
税金に関すること	税務課	483-8418
国民健康保険・後期高齢者医療保険に関すること	保険年金課	483-8435
水道に関すること	業務課	483-8750
生活環境（ごみ・悪臭など）に関すること	環境課	483-8457
消費生活に関すること	海草地域消費生活相談窓口 （市民交流課）	483-8777

2. 和歌山県内の主な相談窓口

和歌山県精神保健福祉センター調べ

■和歌山県自殺対策推進センター 相談専用電話

「はあとライン」 0570-064-556 (24時間 365日対応)

★生きづらさを感じられている方、大切な人を自死で亡くされた方のご相談をお受けしています。

分野	主な相談内容	相談窓口	電話番号・ファックス・メール	開設時間
こころの相談	こころの健康に関する様々な問題や悩み	こころの電話 (和歌山県精神保健福祉センター内)	TEL 073-435-5192 FAX 073-435-5193	月～金 9:00～12:00、13:00～16:00 (祝日、年末年始除く)
	生きづらさを感じられている方、大切な人を自死でなくされた方、依存症・嗜癖、ひきこもりの問題など	はあとライン (和歌山県精神保健福祉センター内)	0570-064-556 (通話料がかかります) FAX 073-435-5193	24時間(365日対応)
		こころの健康相談統一ダイヤル	0570-064-556 (通話料がかかります)	電話をかけた所在地の公的な相談機関に接続。相談に対応する曜日・時間は都道府県によって異なります。
	精神疾患やこころの健康、ひきこもり、依存症・嗜癖など ※その他、生活困難、感染症、難病、子供、不妊、介護など様々な相談	海南保健所	TEL 073-482-0600 FAX 073-482-3786	月～金 9:00～17:45 (祝日、年末年始除く)
	悩みや心の危機に直面されている方や孤独の中にいる方のための相談電話	和歌山いのちの電話	TEL 073-424-5000	毎日 10:00～22:00
			0120-783-556	毎日 16:00～21:00 (毎月10日は24時間相談)
こどもの相談	子供(18歳未満)についてあらゆる相談	和歌山県中央児童相談所	TEL 073-445-5312	月～金 9:00～17:45 (祝日、年末年始除く)
		児童相談所無料ダイヤル	0120-189-783	24時間(365日対応)
		LINE@相談 子育てや親子関係の悩みの相談	「親子のためのLINE こども家庭庁」 @778asdia	月～金 10:00～20:00 (祝日、年末年始除く)
	児童生徒のためのあらゆる相談	教育相談電話 (和歌山県教育委員会)	TEL 073-422-7000	月～金 9:00～12:00、13:00～17:00 (祝日、年末年始除く)
		子供SOSダイヤル (和歌山県教育委員会)	TEL 073-422-9961	24時間(365日対応)
	いじめ等少年の悩みに関する相談	ヤングテレホン・いじめ110番 (和歌山県警察本部少年課)	TEL 073-425-7867	月～金 9:00～17:45 (夜間、土、日、祝日は当直で対応)
	子どものための電話相談(いじめ問題、学校問題、虐待、少年事件など)	和歌山弁護士会こども電話相談	TEL 073-488-3366	弁護士が待機している時間帯 水 16:00～19:00 (祝日、年末年始除く) 弁護士から折り返しての相談を受けている時間帯 月～金、10:00～12:00、13:00～16:00 (祝日、年末年始除く)"
	こどもと家庭の困りごと相談	和歌山県児童家庭支援センター きすな	TEL 073-460-8044	月～金 9:00～18:00 (祝日、年末年始除く)
		くまのっ子児童家庭支援センター のこのこ	TEL 0739-45-8818	月～金 9:00～17:45 (祝日、年末年始除く)
			メール相談 nokonokojikasen@gmail.com	月～金 9:00～17:45 (祝日、年末年始除く)
			LINE@相談 くまのっ子のこのこ	月～金 9:00～17:45 (祝日、年末年始除く)
	18歳までの子どもの相談	チャイルドライン	0120-99-7777	毎日 16:00～21:00 (年末年始除く)
			チャット	水～土 16:00～21:00 (年末年始除く)
若者	若者(おおむね15～39歳)のあらゆる相談	若者サポートステーション With You わかやま	TEL 073-428-0874	月～金 10:00～17:00 (祝日、お盆、年末年始除く)

男 性	配偶者等からの暴力の相談	和歌山県DV相談支援センター	TEL 073-445-0793	毎日 9:00～22:00 (年末年始除く)
	男性のための電話相談	和歌山県ジェンダー平等推進センター “りいぶる” 男性相談	TEL 073-435-5246	第2水 16:00～20:00 (祝日、年末年始除く)
	家庭や職場のこと、生き方への不安など、様々な悩みに関する相談	和歌山県ジェンダー平等推進センター “りいぶる” 総合相談	TEL 073-435-5246	火～土 9:00～20:30 日 9:00～17:00 (月、祝日、年末年始除く)
	性暴力被害に関する相談	性暴力救済センター和歌山 わかやまmine(マイン)	TEL 073-444-0099 070 #8891 (全国共通)	電話相談 24時間365日 面接相談 9:00～17:45【要予約】 (土日・祝日・年末年始除く)
女 性	配偶者等からの暴力の相談 女性のさまざまな相談	和歌山県DV相談支援センター	TEL 073-445-0793	全日 9:00～22:00 (年末年始除く)
	家庭や職場のこと、生き方への不安など、様々な悩みに関する相談	和歌山県ジェンダー平等推進センター “りいぶる” 総合相談	TEL 073-435-5246	火～土 9:00～20:30 日 9:00～17:00 (月、祝日、年末年始除く)
	女性が抱えるこころの問題に関する相談	和歌山県ジェンダー平等推進センター “りいぶる” カウンセリング	TEL 073-435-5246	原則毎月第2金曜日・第4土曜日 13:00～15:40【要予約】 (祝日、年末年始除く)
	夫婦、財産相続、金銭問題等、身近な法律上の問題に関する相談	和歌山県ジェンダー平等推進センター “りいぶる” 法律相談	TEL 073-435-5246	月2回 13:00～14:50【要予約】 (月、祝日、年末年始除く)
	女性相談窓口	和歌山弁護士会法律相談センター	TEL 073-422-5005	平日 9:00～17:00【要予約】 (12:00から13:00は除く)
		司法書士総合相談センター (和歌山県司法書士会)	TEL 073-422-4272 TEL 073-422-0568	月～金 10:00～15:00 (祝日、年末年始除く)
	性暴力被害に関する相談	性暴力救済センター和歌山 わかやまmine(マイン)	TEL 073-444-0099 070 #8891 (全国共通)	電話相談 24時間365日 面接相談 9:00～17:45【要予約】 (土日・祝日・年末年始除く)
		和歌山弁護士会犯罪被害者 無料法律相談	TEL 073-422-5005	平日 9:00～17:00【要予約】 (12:00から13:00は除く)
性 的 少 数 者	こころの健康に関する様々な問題や悩み	こころの電話 (和歌山県精神保健福祉センター内)	TEL 073-435-5192 FAX 073-435-5193	月～金 9:30～12:00、13:00～16:00 (祝日、年末年始除く)
	性的少数者で生きづらさなどを抱えている方の相談	はあとライン (和歌山県精神保健福祉センター内)	0570-064-556 (通話料がかかります) FAX 073-435-5193	24時間(365日対応)
	性的少数者の方やご家族、友人など、周りの方からの相談	和歌山県ジェンダー平等推進センター “りいぶる” L G B T Q 相談	TEL 073-435-5246	原則毎月第1土 14:00～18:00 (祝日、年末年始除く)
障 害 違	発達障害に関する相談	和歌山県発達障害者支援センター ボラリス	TEL 073-413-3200 FAX 073-413-3020	月～金(水除く) 10:00～12:00、13:00～16:00 水 13:00～16:00 (8月13日～15日、祝日、年末年始除く)
が ん	がんの治療や副作用、仕事やお金のこと、がんの予防や検診、家族や周囲のこと、気持ちのこと、医療者とのかわりなど	公益財団法人 日本対がん協会 がん相談ホットライン	TEL 03-3541-7830	毎日 10:00～13:00、15:00～18:00 (年末年始除く) ※相談時間は概ね20分
	がんの治療や副作用、セカンドオピニオン、家族ががんと診断された場合の伝え方、仕事と治療の両立、医師に何を聞けばよいのか分からないなど	和歌山県内のがん相談支援センター	和歌山県ホームページ内 	各相談窓口の開設時間
長 期 病 患 者 ・ 養 老 者 ・ 児 子	難病患者や長期療養を要する子供とその家族からの相談	和歌山県難病・子ども保健相談支援センター	TEL 073-445-0520 FAX 073-445-0603	月～金 9:00～17:45 (祝日、年末年始除く)
		和歌山弁護士会 高齢者・障がい者あんしん電話相談	TEL 073-425-4165	平日 10:00～16:00【要予約】 (12:00～13:00除く) (祝日、年末年始除く)
障 害 食	摂食障害(拒食症や過食症)についての相談	摂食障害全国支援センター：相談ホットライン (国立国際医療研究センター国府台病院)	TEL 047-710-8869	火・木・金 9:00～15:00 (祝日、年末年始除く)
高 次 認 知 機 能 障 害	脳血管障害や頭部外傷が原因で記憶・集中力・情緒・遂行機能などに悩みがある方の相談	和歌山県障害児者サポートセンター	TEL 073-441-7070	月～金 9:00～17:00 (祝日、年末年始除く)
		和歌山弁護士会 高齢者・障がい者あんしん電話相談	TEL 073-425-4165	平日 10:00～16:00【要予約】 (12:00～13:00除く) (祝日、年末年始除く)
障 害 者 ・ 高 齢 者	高齢者・障がい者(支援者を含む)のための電話相談 *相談できる方に要件があります	和歌山弁護士会 高齢者・障がい者あんしん電話相談	TEL 073-425-4165	月～金 10:00～16:00【要予約】 (12:00～13:00除く) (祝日、年末年始除く)

高齢者	高齢者総合相談	海南市地域包括支援センター	TEL 073-483-8762	月～金 9:00～17:00 (祝日、年末年始除く)
介護・認知症	当事者の気持ち・家族の気持ち、認知症にかかわる相談	和歌山認知症なんでも電話相談 (一般社団法人和歌山県認知症支援協会)	0120-969-487 TEL 073-444-0030	月～金 10:00～15:00 (祝日、年末年始除く)
	認知症による本人・家族の悩みを伺い、少しでも気持ち穏やかになっていただけるよう、介護家族や専門職による相談	認知症コールセンター (公益社団法人認知症の人と家族の会和歌山県支部)	0120-783-007 TEL 073-432-7660	月～土 10:00～15:00 (祝日、年末年始除く)
	認知症に関する専門医療相談 (電話相談、面接相談)	和歌山県立医科大学附属病院認知症疾患医療センター	TEL 073-441-0776	月～金 8:45～17:30 (祝日、年末年始除く)
困窮生活	生活困窮に関わる様々な相談	海南市社会福祉課	TEL 073-483-8432	月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始除く)
経済問題	生活福祉資金貸付に関する相談 (生活困窮、緊急小口資金、福祉費、教育支援資金、不動産担保型生活資金などの相談)	和歌山県社会福祉協議会	TEL 073-435-5223	月～金 9:00～17:45 (祝日、年末年始除く)
		海南市社会福祉協議会	TEL 073-494-4005	月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始除く)
	契約トラブルなど消費生活に関する相談	和歌山県消費生活センター	TEL 073-433-1551	月～金 9:00～17:00 土、日 10:00～16:00 (祝日、年末年始除く)
		和歌山弁護士会法律相談センター	TEL 073-422-5005	平日 9:00～17:00【要予約】 (12:00～13:00除く)
		司法書士総合相談センター (和歌山県司法書士会) ※但し、法律相談につき、金140万までの民事事件のみ	TEL 073-422-4272 TEL 073-422-0568	月～金 電話相談 10:00～15:00 (祝日、年末年始除く)
	借金に関する法律相談(面接相談)	和歌山弁護士会夜間無料法律相談	TEL 073-422-5005	金 18:00～20:00【要予約】 (祝日、年末年始除く)
	借金に関する相談(電話・面談)	近畿財務局 多重債務相談窓口	TEL 06-6949-6523	月～金 9:00～12:00、13:00～17:00 (祝日、年末年始除く)
	悪質商法に関する相談	和歌山県警察本部広報県民課	TEL 073-423-4194	月～金 9:00～17:45 (夜間及び土、日、祝日は当直で対応)
		和歌山弁護士会法律相談センター	TEL 073-422-5005	平日 9:00～17:00【要予約】 (12:00～13:00除く)
		司法書士総合相談センター (和歌山県司法書士会) ※但し、法律相談につき、金140万までの民事事件のみ	TEL 073-422-4272 TEL 073-422-0568	月～金 電話相談 10:00～15:00 (祝日、年末年始除く)
仕事・職場	働く人の「こころ」と「からだ」の健康に関する相談	和歌山産業保健総合支援センター	TEL 073-421-8990	月～金 8:30～17:15【要予約】 (祝日、年末年始除く)
	労働に関する相談 (解雇、賃金引下げ等の労働条件のほか、採用やいじめ・嫌がらせなど労働問題全般についての相談)	和歌山県労働情報センター	TEL 073-436-0735	火～金 16:00～20:00 土、日 10:00～16:00 (祝日、年末年始除く)
		司法書士総合相談センター (和歌山県司法書士会) ※但し、法律相談につき、金140万までの民事事件のみ	TEL 073-422-4272 TEL 073-422-0568	月～金 電話相談 10:00～15:00 (祝日、年末年始除く)
		和歌山労働局 総合労働相談コーナー	TEL 073-488-1020	月～金 9:15～17:15 (祝日、年末年始除く)
		労働相談	TEL 073-441-3781 e2202001@pref.wakayama.lg.jp	月例相談(労働委員が相談に対応) 毎月第1・第3水 13:00～15:00 【要予約】 各日先着2名 随時相談(職員が相談に対応) 月～金 9:00～17:45 (祝日、年末年始除く)
	金融サービス全般の質問・相談・情報提供等	近畿財務局 きんざい金融ホットライン	TEL 06-6949-6259	月～金 9:00～12:00、13:00～17:00 (祝日、年末年始除く)
	労働問題(労働者側)に関する法律相談 (面接相談)	和歌山弁護士会 夜間無料法律相談	TEL 073-422-5005	金 18:00～20:00【要予約】 (祝日、年末年始除く)
	障害のある方の就職・職場復帰 障害者の雇用に関する相談	和歌山障害者職業センター	TEL 073-472-3233	月～金 8:45～17:00 (祝日、年末年始除く)
	働くことに悩みを抱えている無業の若者 (15歳～49歳)の就労相談	地域若者サポートステーション わかやま	TEL 073-427-3500	月～金 10:00～18:00 (祝日、お盆、年末年始除く)
	働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト	こころの耳	SNS相談、電話相談、メール相談 働く人のこころの健康に関する情報提供	各相談窓口の開設時間 

経営相談	中小企業の経営に関する相談	各商工会 各商工会議所	各商工会、商工会議所へお問い合わせください	和歌山県ホームページ参照 
年金	一般的な年金相談 窓口相談の予約など	ねんきんダイヤル (日本年金機構)	 0570-05-1165 03-6700-1165  ※050で始まる電話でかける場合	月 8:30～19:00 火～金 8:30～17:15 第2土 9:30～16:00 (祝日、年末年始除く)
	「ねんきん定期便」、「ねんきんネット」、「ねんきん特別便」及び「厚生年金加入記録のお知らせ」に関するお問い合わせダイヤル	ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル (日本年金機構)	 0570-058-555 03-6700-1144  ※050で始まる電話でかける場合	月 8:30～19:00 火～金 8:30～17:15 第2土 9:30～16:00 (祝日、年末年始除く)
法律相談	法的トラブルに関する総合案内、情報提供のほか、経済的に困りの方への無料法律相談や裁判費用等の立替制度についてのご案内	法テラス (日本司法支援センター)	 0570-078340	法テラス和歌山 月～金 9:00～17:00 (祝日、年末年始除く)
			 0570-078374	法テラス・サポートダイヤル 月～金 9:00～21:00 土 9:00～17:00 (祝日、年末年始除く)
		和歌山弁護士会法律相談センター	 073-422-5005	平日 9:00～17:00【要予約】 (12:00～13:00除く)
		司法書士総合相談センター (和歌山県司法書士会) ※但し、法律相談につき、金140万までの民事事件のみ	 073-422-4272  073-422-0568	月～金 電話相談 10:00～15:00 (祝日、年末年始除く)
人権	人権全般に関する相談	みんなの人権110番 (和歌山地方法務局)	 0570-003-110	月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始除く)
		人権ホットライン (公財)和歌山県人権啓発センター内)	 073-421-7830  073-435-5421	月～金 9:00～16:00 (祝日、年末年始除く)
		県庁人権局	 073-441-2563  073-433-4540	月～金 9:00～17:45 (祝日、年末年始除く)
		海草振興局地域振興部 総務県民課	 073-441-3344  073-432-7837	
	こどもの人権全般についての相談	こどもの人権110番 (和歌山地方法務局)	 0120-007-110	月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始除く)
	女性の人権全般についての相談	女性の人権ホットライン (和歌山地方法務局)	 0570-070-810	月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始除く)
外国人生活相談	外国人の人権全般についての相談	外国人権相談ダイヤル (和歌山地方法務局)	 0570-090911	月～金 9:00～17:00 (祝日、年末年始除く) 外国人の人権全般に関する相談(電話通訳事業者を介して、電話相談をお受けします。対応言語は、英語、中国語、韓国語、ネパール語、スペイン語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語、インドネシア語、タイ語)
	和歌山県国際交流センターでは外国人の方からの生活相談や、県民の方からの国際交流や留学に関する相談などを受け付けています。	和歌山県国際交流センター	 073-435-5240  073-435-5243	日本語・英語 水、祝日以外の毎日 10:00～16:00 フィリピン語・中国語 月・木・土曜日 10:00～16:00 ベトナム語 木・日曜日 10:00～16:00 【要予約】(水・祝日除く)
地域のさまざまな問題	行政相談、日常生活に関わる様々な相談	和歌山県県民相談室	 073-441-2356	月～金 9:00～17:00 (祝日、年末年始除く)
	医療に対する患者・家族からの不安や相談	医療安全相談窓口 (和歌山県福祉保健部医務課)	 073-441-2611  073-424-0425	月～金 9:00～12:00、13:00～16:00 (祝日、年末年始除く) * 県立保健所でも相談できます。
	犯罪被害、犯罪の未然防止、地域の安全やその未然防止に関する相談	和歌山県警察本部広報県民課	 073-432-0110 #9110(プッシュ回線・携帯)	月～金 9:00～17:45 夜間及び土、日、祝日は当直で対応
	拳銃に関する相談		 073-423-1074	
	覚せい剤に関する相談		 073-425-4615	
	性犯罪に関する相談		 073-423-1150 #8103(プッシュ回線・携帯)	
	犯罪被害に関する相談	公益社団法人 紀の国被害者支援センター	 073-427-1000	月～金 10:00～16:00 土 13:00～16:00 (祝日、年末年始除く)
		犯罪被害者等相談電話 全国共通ナビダイヤル	 0570-783-554	7:30～22:00 (年末年始除く)
		和歌山弁護士会犯罪被害者 無料法律相談	 073-422-5005	平日 9:00～17:00【要予約】 (12:00～13:00除く)
	薬物の乱用に関する相談	和歌山県福祉保健部薬務課	 073-441-2663	月～金 9:00～17:45 (祝日、年末年始除く)
	エイズ夜間電話相談	和歌山県福祉保健部健康推進課 ※エイズやその他の感染症について、保健所でも相談できます。	 073-474-3222	火 19:00～21:00 (祝日、年末年始除く)

地域のさまざまな問題	非行や犯罪行為に関する問題及び青少年の健全育成に関する相談	わかやま法務少年支援センター (和歌山少年鑑別所)	 073-433-0850	月～金 9:00～12:15、13:00～17:00 (祝日、年末年始除く)
	あざみの会なんでも相談	あざみの会	 0120-609-055	24時間相談
			 073-484-6300  073-424-6301 (聴覚障害者用)	月、木、金 13:00～21:00 (祝日、年末年始除く)
	悩みがある、困っている	まもろうよこころ (厚生労働省)	SNS相談、電話相談などの検索サイト	各相談窓口の開設時間 